医政発 0 3 2 9 第 3 8 号 平成 3 1 年 3 月 2 9 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長 (公 印 省 略)

「医師の働き方改革に関する検討会報告書」について

平素より厚生労働行政の推進に当たり格別の御理解を賜り、御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革 実現会議決定)を受けて、「医師の働き方改革に関する検討会」(以下「検討会」という。) を開催し、医師に対する時間外労働規制の具体的な在り方、労働時間短縮策等について議論 を重ね、平成31年3月28日、第22回検討会において別添のとおり報告書をとりまとめ たところです。

今般とりまとめられた検討会の報告書では、医師の働き方に関する制度上の論点のほか、働き方改革の議論を契機とした、今後目指していく医療提供の姿などにも触れているところです。

つきましては、各都道府県におかれましては、このとりまとめの趣旨及び内容について、 管内の医療機関に対して情報提供していただくとともに、医師に対する時間外労働の上限規 制の適用が開始される2024年4月に向け、医師の労働時間の短縮や健康確保の着実な実 施を促していただくよう、ご配意をお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別紙のとおり、病院団体及び公益社団法人日本医師会宛てに も同趣旨の内容を連絡しておりますので、御了知願います。

- •一般社団法人 日本病院会
- •一般社団法人 日本医療法人協会
- ·公益社団法人 全日本病院協会
- ·公益社団法人 日本精神科病院協会
- ·公益社団法人 全国自治体病院協議会
- 一般社団法人 全国医学部長病院長会議